



問 空き家の適正管理及び危険老朽空家除去補助金の増額等について

答 危険老朽空家除去補助金等の制定や危険老朽空き家除去後の敷地の固定資産税を減免する制度を制定しました(町長)

問 私は、令和2年9月議会で空き家管理及び危険老朽空き家の適正管理等について一般質問をしました。その後2年半ほど経過しております。現在の美里町の空き家数、危険老朽空き家数等、詳細内容をお聞きます。また、美里町危険老朽空家除去補助金等について、今までの実績と今後の課題等について答弁を求めます。

建設課長 平成28年度の調査では、216件の空き家数でしたが、現在まで調査を行っていないため詳細内容については把握しておりませんが、今年度に空き家の実態調査を行い、現状把握に取り組んで

まいりません。町では、令和2年7月に空き家の解体撤去及び処分に係る工事を対象とする危険老朽空家解体事業としてこの制度を開始しました。その後、令和3年4月に空き家の解体費用及び解体後の更地価格の概算額を算出するための調査を対象とする危険老朽空家物件調査事業を加えて、この制度を運用してきました。この制度は、所有者が空き家を解体しようとする足掛かりにするためのものです。補助金の交付実績は、令和2年度から令和4年度までに4件の交付実績があり、今後の課題としては、制度の周知を図り、老朽空き家

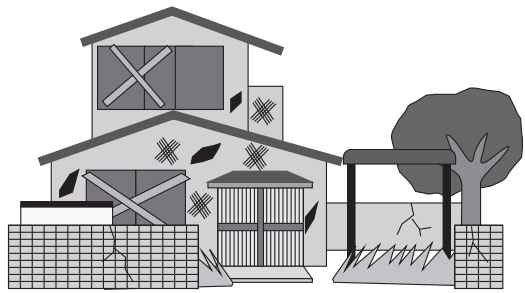
の撤去を推進していきます。さらには、補助金を含め、より実効性の高い制度となるよう研究していきたいと考えております。

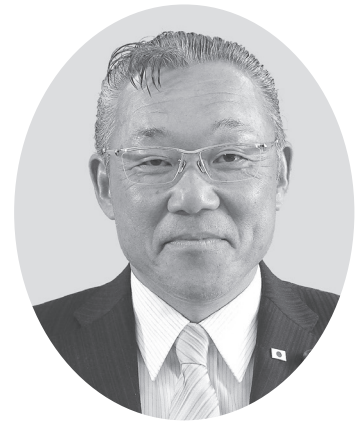
問 過去5年間の空き家の利活用等についてお聞きます。また、古民家等、今後の空き家利活用に対する補助金及び支援策等について、移住支援政策の面も含めて答弁を求めます。また、美里町モデル活用計画と課題等について答弁を求めます。

建設課長 過去5年間の利活用については、埼玉県北部地域空き家バンクの実績のみの把握となりますが、平成30年度から令和4年度まで3件

となっており、古民家等、今後の利活用に対する補助金については、空き家の利活用を進めていくために、空き家のリフォームに対する補助制度を検討しています。美里町モデル活用計画の課題ですが、今年度実施するアンケート調査で空き家所有者の意向を把握した上で、どのような解決策が示せるか研究してまいります。また、特定空き家等に該当する事案が発生した場合には、特定空家等特定居住物件等調査審議会を開催し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

●その他の質問・・・町道1級2号線(農免道路)の道路改良事業等について





問 林道陣見山線・天空の絶景スポット
有効活用について

答 訪れたいと考える観光資源整備を進めたいと考えています (町長)

問 頂上付近の樹木伐採は何のために行ったのか。また、何か計画があるのかお伺いします。

町長 白石共有財産管理組合と埼玉県中央部森林組合では森林経営委託協定を締結し、木材の切り出しや間伐等の森林整備を計画的に実施しているところです。今後、

山林の伐採がさらに進み景観が向上し、観光に有望な資源となると考えています。円良田地内の辺地債を活用する計画と併せ、森林環境譲与税を活用するなどして訪れたいと考える観光資源整備を進めたいと考えています。
来年度建築の消防2分団車

庫に町の木材を使用したい。また、小学校が仮に統合されれば町の木材で校舎を建てたいと思います。

農林商工課長 樹木伐採については、都内の住宅メーカーが8階建ての社屋に使用する木材と聞いています。



問 総延長は何キロか、起点・終点はどこか、どこが管理しているのかお伺いします。

農林商工課長 総延長18・5キロメートル、路線の起点は美里町円良田、終点は皆野町金沢で、寄居林業事務所が管理する森林管理道となっています。

問 林道及び虎が岡城の2箇所の東屋は町が管理しているが、農林商工課、観光協会として何か計画があるのかお伺いします。

農林商工課長 防火帯並びにハイキング道の整備に併せ、観光資源となるよう計画を考えています。

問 近隣市町の観光協会との連携について何か計画があるか。また、町観光協会の在り方についてお伺いします。



農林商工課長 長瀬町の観光協会が事務局となつています。北武蔵地区観光連絡会が行う事業に町観光協会も参加しています。その他では、児玉郡市のイベント等に参加し、観光PRに努めています。また、町観光協会の在り方については、執行部を含め協議を行っているところです。

問 農林商工課と商工会の今後の取組についてお伺いします。

農林商工課長 観光資源の充実を図る上で連携が出来るか、一緒に考えていければと思います。なお、町全体のガイドマップを作成しておりますので、商工会の内容はホームページを活用し、随時更新しています。

問 近隣市町の観光協会との連携について何か計画があるか。また、町観光協会の在り方についてお伺いします。





問 町指定の文化財「新井の木斛」の管理等について

答

倒木等により町民の生命、財産に危険が生じる可能性があり、指定の解除・伐採・財政措置等速やかに対応していきたい(教育長)

問

新井の木斛は、昭和37年3月20日に町指定の

文化財天然記念物として指定されており、美里町大字阿那志字新井の薬師堂の墓地にあります。幹の大きさは目通り2・6メートル、高さは約12メートルで、枝ぶりもよく実にすばらしい木斛で、樹齢はおよそ700年～800年と言われています。木斛に樹木としての寿命があるのかは定かではありませんが、最近樹勢が弱く、腐りかけている部分も多いことから、近隣の住民からは倒木のおそれもあり、伐採等の対応を含め何らかの対策を求める声が強くなります。このような状況を踏

まえ答弁を求めます。

①新井の木斛の文化財の所有者はどなたか。また、誰が管理するのか。

②町指定の文化財天然記念物・新井の木斛が台風等の自然災害等により倒木し、墓石等に損害が生じた場合、その責任・損害賠償等は誰が負うのか。

③町指定の文化財の指定の解除の仕方、方法はどのような手続により実施するのか。また、本件に関して実施するお考えはあるのか。

④本件に関する町の今後の対応方針として具体的にどのようなことを検討しているのか。

教育長

①所有者は勝輪寺となっており、美里町文化財保護条例第8条の規定により、所有者が管理に当たるものとなっています。

なお、特別な事情があるときは他の者に管理をさせることができるとしており、現在、南阿那志区長が管理をするものとなっていますが、条例第8条第2項の規定により、管理者等による管理が困難な場合は町がなると規定されています。

②損害賠償等については、所有者または管理者が責任を負うものと考えています。

③町指定の文化財の指定解除は、美里町文化財保護条例第

6条の規定により、文化財として価値を失った場合、その他特殊な事由があるときは、指定を解除することができますとされています。これにより、同条例第13条の規定による所有者または管理者の滅失等の届けがなされ、美里町文化財保護審議委員会への諮問の上、指定の解除を行うことになっています。

④町の今後の対応方針については、南阿那志区長等との協議を行っており、指定の解除・伐採・挿し木等による

ほかの箇所への繁殖などの可能性を検討しています。倒木等により町民の生命、財産に危険が生じる可能性があり、町長部局との協議も進め、財政措置等速やかに対応できるよう検討していきたいと考えています。



新井の木斛とお薬師様 (奥のお堂)

樹齢700年～800年の伝統・歴史のある新井の木斛を何らかの形で後世に残す手段・方法として、木斛の挿し木等の実施について、ぜひ検討・実施していただきたい。





問 通学路の安全対策について

答 子供達の生命に関わる事であり、優先的に対策を講じていく必要があると考えています（町長）

問 通学路の安全を妨げるぐらい成長した雑草の草刈りや除草の処理について。

建設課長 道路や水路等の官地の除草につきましては、各行政区のご理解により対応していただいております。通学路につきましても同様に除草をお願いしておりますが、

通学路のうち、例えば車道と農地の間に挟まれた歩道などで交通安全上必要と思われる箇所は町が除草を行っております。

問 通学路の道路に張り出れ下がっている樹木があり、管理が適切に行われていない

場所は、歩行者（通学路）、自転車、自動車の通行の妨げになるだけでなく、倒木、落枝（落ち葉）などの原因で交通事故につながるおそれのある場所について。

建設課長 以前にも枝が垂れ下

がって大型トラックなどの屋根に当たるといような苦情を受けたことがございまして、木の枝を切らせていただいたという経緯がございますので、また現地を確認しながら対応策といったことを考えていきたいと思っております。

さくらねこ無料不妊手術事業について

問 動物用保護器（通称、アニマルトラップ）の貸出しをして啓発活動の発展を促していただければと思

いますが、猫のTNR活動の普及啓発事業を今後どのように進めていくのか町の見解をお伺いします。

総務課長 令和5年6月1日現在

の実績では、雌の避妊手術4匹、雄の去勢手術1匹の計5匹の不妊手術頭数となりました。TNR活動の普及啓発事業の今後の進め方につきましては、現在、猫の捕獲器の導入は必要と検討中であ

ることから、今年度においてはまずは試験的に猫の捕獲器の導入を行い、TNR活動の普及啓発並びに地域の公衆衛生の向上に努めてまいります。

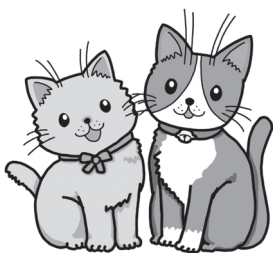
子育て支援としての子供の送り迎えについて

問 お金の次に負担になっ

ているのが塾や習い事、そして高校生の通学の送り迎えです。美里町では親御さんの送り迎えの負担が大きいとのご意見を多数いただきました。毎日、高校生の子どもの送り迎えをしている親御さんが多いには大変驚きました。子育て世代の負担軽減につながる通学循環バスの運

行を提案しますが、町としての見解をお伺いいたします。

総合政 策課長 町といたしましては、本庄寄居線の路線バスを通学時間帯だけでも強化できないかなど、関係市町と協議できればと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。





問 エアコン設置工事及び電気料金への補助金導入について

答 研究してまいります（保健センター）

問 地球温暖化に伴い、近年美里町周辺で最高気温更新等の報道を耳にするこ

とが増えています。今後の美里町での熱中症対策への対応、対策、考え方についてお聞きます。

町長 国は、熱中症対策を強化するため、気候変動

適応法を改正、今年5月12日に公布されたところです。法改正の主な内容といしましては、これまで法律上の位置づけのない熱中症警戒アラートを法律に位置づけるとともに、より深刻な事態の発生に備え、一段上の熱中症特別警戒情報が創設されたこと、冷房設備を有する等の要件を満

たす施設につきまして、市町村長は指定、暑熱避難施設、クーリングシエルターとして

指定できることなどとなっております。町といたしましては、こうした国の動きを踏まえながら、関係機関と連携、協力し、熱中症の発生予防に努めてまいります。

問 熱中症警戒アラートが発表された際の対応について

保健センター長 これまで防災無線により注意喚起を行っておりましたが、今年度からはラインも活用し、スマートフォン等により情報を提供していきます。

問 クーリングシエルターの確保と運用について

保健センター長 埼玉県では、熱中症対策の一環としてまちのクールオアシス推進事業を実施しており、現在登録している町の公共施設としましては、役場、保健センター、中央公民館の3か所、民間施設は8か所で、町内セブンイレブン4か所、郵便局2か所、塚越薬局、ひばり薬局美里店となっております。また、地区公民館につきましては常時開設していないため、原則開設時間内で休息することが可能となっております。また、休日、休館日、夜間の施設開放につきましては、現時点で

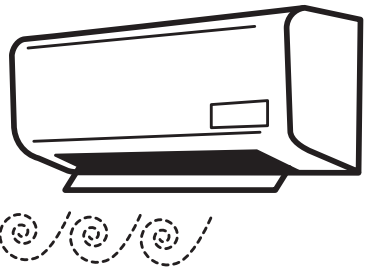
問 国が進めるエアコン設置補助金や値上げが続く電気料金等への補助金導入について

保健センター長 国、県の動向並びに他市町の状況を参考にしながら関係各課と研究してまいります。

問 学校でのエアコン使用のルールと実績、熱中症対策としての学校開放について

教育長 ルールにつきましては、各学校において定めており、児童生徒の体調管

理の観点から、臨機応変に対応しております。夏休み期間の学校開放につきましては、管理上の問題から難しいと考えており、今後、全国的な情勢を踏まえ、研究してまいります。



熱中症による死亡は、8割以上が高齢者、また室内死亡者の9割はエアコンを使用していない。





問 美里町の保育園や幼稚園の給食費を無料化へ

答 国の動向を注視しながら町の政策を決めていき
たい（町長）

問 令和3年度「広報みさと」4月号にて、町長

は「子育て世代の経済的負担を軽減し、より子育てしやすい環境づくりを推進するため、町立小中学校の給食費の無償化を実施いたします」との記事がありました。児玉郡市や埼玉県内、日本国内でも自慢できる政策であります。この子育て世代の経済的負担を軽減し、よりよい子育てしやすい環境づくりを推進する施策は、保育園や幼稚園にも当てはまる内容ではないでしょうか。小中学校の給食費の無償化に続いて、保育園や幼稚園についても給食費である主食費、副食費を無料化に

できないか伺います。

町長 保育園等の給食費を無料化することについて、子育て世代の経済的負担を軽減するべく保育料、主食費、副食費とも、今後、国は

何らかの支援を考えるものと考えていますので、その動向を注視しながら町の政策を決めていきたいと考えています。

問 5つの保育施設を回ってお話を伺いました。

コロナの影響・子どもの減少等で各保育施設が定員割れをしている状況でした。去年の12月定例会で、物価高騰による民間保育所運営費の負担軽減するため、補助金を交付す

る議案がありました。各施設は、サラダオイルが値上がっている、鳥肉が値上がっている。いろんなものが値上がっているところへ補助金の交付

があり「すぐ助かった」と伺いました。またこの様な予算を保育施設に組むことを検討しているのか伺います。

町長 県と町の合わせ技で1人当たり2140円の

運営経費、物価高騰対策として支援を予定したと考えています。



高校生までの国保税均等割を無料化へ

問 18歳までの子どもたちは所得がありません。

所得がない子どもたちに税を課すのは矛盾しているのではないのでしょうか。この所得がない子どもたちに課せられる均等割を無料化にできないか伺います。

町長 現在の市町村ごとに異なる保険料水準について、埼玉県が方針で示す令和9年度に賦課方式や賦課限度額などの準統一を行い、その後完全統一となっています。

このような取組の中で、町が独自に国民健康保険税の減額

等を行い、それを継続することは難しい状況にあります。

